

羽曳野市物品購入・委託業務等競争入札参加資格審査申請のQ & A

Q 1 : 資格有効期間を教えてください。

A 1 : 有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

※追加及び年度途中の受付は一切行いませんのでご注意ください。

Q 2 : 添付書類については写しでも可ですか。

A 2 : 提出要領を参照願います。

提出書類は全て **A 4 サイズに統一**し、A 4 サイズでない証明書等は A 4 用紙に貼付してください。※印鑑証明書は原寸サイズでのコピーをお願いいたします。

Q 3 : 申請のための資格要件として、1 年以上の営業実績等を求めているのはなぜですか。

A 3 : 申請のための資格要件として営業年数による制限を設けることは、新規創業者の育成という観点から好ましいことではありませんが、公金発注を行っている以上、申請者の営業期間、経営状況、納税状況等を把握し、業務の履行能力を的確に判断することも必要となります。以上の考えから、基準日（令和 9 年 1 月 1 日）において 1 年以上の営業経験を有し、かつ、申請日前の直近 1 営業年度分の財務関係書類等の提出が可能な者を申請者の資格要件としています。

Q 4 : 申請のための資格要件として納税証明書がなぜ必要ですか。

A 4 : 羽曳野市の物品購入、委託業務等を発注するための入札参加資格審査であることから、受注の機会を得ていただくためには、適正に税金を完納されていることを申請の資格要件にしています。

Q 5 : 個人の場合は、身分証明書と登記されていないことの証明書の両方がなぜ必要ですか？

A 5 : 平成 12 年 3 月 31 日以前に欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行われ、平成 12 年 4 月 1 日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

よって、いずれの時点においても欠格事由に該当しないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

Q 6 : 市内業者とはどのような者ですか？

A 6 : 羽曳野市内に事務所を有し、その事務所において本市との契約を締結する者です。

Q 7 : 支店登録をする場合に納税証明書等は本店、支店どちらが必要ですか。

A 7 : 羽曳野市に支店があり支店登録を申請される場合における納税証明書（国税）は、本店分を提出してください。あわせて、羽曳野市が発行する市税完納証明書が別途必要です。市税完納証明書は、羽曳野市役所 本館 1 階 税務課 課税総務担当窓口(8 番)で発行しています（有料）。

※納税証明書（国税） 法人：様式その 3 の 3

個人：様式その 3 の 2

Q 8 : 直前 2 年間の主な取引実績について、会社の決算年度でもいいですか。

A 8 : 会社の決算年度で結構です。

Q 9 : 登記上の会社所在地と実務上の会社所在地が異なる場合は、どちらの会社所在地で申請すればいいですか？

A 9 : 実務上の会社所在地が本市への登録先となります。ただし、申請書の記載にあたっては、以下の記載例を参考に、登記上の会社所在地も併記するようにしてください。

【記載例】

(実務上) 大阪府△△市△△1-1-1

(登記上) 東京都〇〇区〇〇1-1-1

委託業務等に係る質疑事項

Q 10 : 業種 30・取扱種目 001「建物総合管理」とは、どのような業務が含まれますか。

A 10 : 建物清掃業務（002：庁舎清掃・硝子清掃・配水管清掃等）、人的警備業務（003：施設警備等）、設備保守業務（006：電気設備保守点検・008：空調設備保守点検）が含まれますので、各種目の登録に必要な資格免許等も用意が必要です。

001 の建物総合管理業務に登録申請されますと、002, 003, 006, 008 にも登録されますので、重複して記載しないでください。

なお、004：機械警備に登録の場合は別途登録申請が必要です。

Q 11 : 委託業務等の登録における資格証明等は必ず必要ですか。

A 11 : 登録される種目に応じて必要でない場合がありますので、「委託業務等の登録申請に関する資格証明等（登録証明書・許可証等）の例」を参照してください。

なお、例に記載されているもの以外で業務を行なうにあたって受けている許可等があれば添付してください。